

令和5年12月  
(第五版)

安全運転管理者の業務拡充に関するQ & A

千葉県警察本部交通部交通総務課

## 安全運転管理者の業務拡充に関するQ&A（目次）

Q 1	安全運転管理者の業務に「運転前後の運転者に対する酒気帯び確認」が新たに設けられた趣旨について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
Q 2	安全運転管理者の業務の改正点の内容について・・・・・・・・	1
Q 3	「運転前後」に確認するとは、どのような意味か？・・・・・・・・	1
Q 4	酒気帯びの有無の確認を受ける「運転者」とは、どのような者が該当するか？・・・・・・・・	1
Q 5	酒気帯びの有無の確認の対象となる車両は、どのような車両か？・・・・・・・・	2
Q 6	車で通勤する全従業員に対して、酒気帯びの有無の確認をする必要があるか？・・・・・・・・	2
Q 7	リース車などを使って業務目的の運転をする場合でも、酒気帯びの有無の確認は必要か？・・・・・・・・	2
Q 8	従業員の私有車両を業務目的で運転させる場合には、安全運転管理者による酒気帯びの有無の確認は必要か？・・・・・・・・	2
Q 9	安全運転者以外の者が酒気帯びの有無の確認をすることは認められているか？・・・・・・・・	3
Q 10	酒気帯びの有無の確認は、どのような方法で行うか？また対面での確認が困難な場合は、どのようにして行うか？・・・・・・・・	3
Q 11	対面によらない確認方法として、メールでの報告を行ってもよいか？・・	4
Q 12	休日、深夜に急遽、業務で運転する必要性が生じた場合は、酒気帯びの有無の確認はどうするか？・・・・・・・・	4
Q 13	出張により一時的に他の事業所で社用車を用いることになるが、出張先の事業所において酒気帯びの有無の確認をしてもらうことはできるか？・・	4
Q 15	酒気帯びの有無を確認した内容の記録について・・・・・・・・	4
Q 15	酒気帯びの有無を確認した際の記録様式について・・・・・・・・	4
Q 16	酒気帯びの有無を確認した際の記録は、パソコン等で管理してもよいか？・・	5
Q 17	「国家公安委員会が定めるアルコール検知器」は、どのような検知か？・・	5

Q 1 8	運転者が個人で購入したアルコール検知器を安全運転管理者が使用してもよいか？	5
Q 1 9	「アルコール検知器を常時有効に保持する」とは、具体的にどうしたらよいか？	5
Q 2 0	酒気帯びであることが判明した場合はどうしたらよいか？	5
Q 2 1	安全運転管理者が酒気帯びの有無の確認や結果の記録を怠った場合の罰則はあるか？	6

Q 1 安全運転管理者の業務に「運転前後の運転者に対する酒気帯び確認」が新たに設けられた趣旨について

A これまで、安全運転管理者に対しては、運転前において運転者が飲酒により正常な運転をすることができないおそれがあるかどうかを確認すること等が義務付けられていたものの、運転後において酒気帯びの有無を確認することやその確認内容を記録することは義務付けられておらず、また、確認方法についても具体的には定められていませんでした。

令和3年6月、八街市内において発生した飲酒運転による交通死亡事故を契機に「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」が決定し、「自動車を一定数以上保有する使用者に義務付けられている安全運転管理者等の未選任事業所の一掃を図るとともに、運転前後におけるアルコール検知器を活用した酒気帯びの有無の確認の促進等安全運転管理者業務の内容の充実を図る」こととされたことから、道路交通法施行規則の一部が改正され、安全運転管理者の行うべき業務として、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等が新たに設けられました。

Q 2 安全運転管理者の業務の改正点の内容について

A 改正点は次のとおりです。

(1) 酒気帯びの有無の確認及び記録の保存（令和4年4月1日から）

ア 運転前後の運転者の状態を目視すること等によって、酒気帯びの有無を確認すること。

イ 確認の内容を記録し、その記録を1年間保存すること。

(2) アルコール検知器の使用等（令和5年12月1日から義務化）

ア 運転前後の運転者の状態を目視等によるほか、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を用いて酒気帯びの有無を確認すること。

イ アルコール検知器を常時有効に保持すること。

Q 3 「運転前後」に確認するとは、どのような意味か？

A 安全運転管理者は、「運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者」について酒気帯びの有無を確認することとされています。ここでいう「運転」とは、一連の業務としての運転をいいます。

酒気帯びの有無の確認は、必ずしも個々の運転の直前又は直後にその都度行わなければならないものではなく、運転を含む業務の開始前や出勤時及び業務の終了後や退勤時に行うことで足りる。

Q 4 酒気帯びの有無の確認を受ける「運転者」とは、どのような者が該当するか？

A 業務のために「運転」を開始しようとする者及び運転を終了した者が該当します。従って、通勤や私用のためにマイカーを運転するのみの従業員や、事業所内におい

て事務作業のみに従事し、業務として終日「運転」しない従業員などは対象外となります。ただし、社用車であるか否かを問わず、短時間・短距離であっても、事業所における業務遂行を目的として「運転」する場合は、酒気帯びの有無を確認する必要があります。

**Q 5 酒気帯びの有無の確認の対象となる車両は、どのような車両か？**

A 安全運転管理者業務という車両は、業務で使用する道路交通法上の「自動車」で、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車（軽自動車及びミニカーを含む）、大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車が該当します。

50cc以下の一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車、特例特定小型原動機付自転車（以下、「一般原動機付自転車等」という。）及び自転車は、酒気帯びの有無の確認の対象外となりますが、当然、酒気を帯びての運転はできません。

※ 令和4年1月1日に施行された千葉県の「千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例」においては、事業の用に供する自動車等（一般原動機付自転車等及び自転車を含む。）の運行に当たっては、事業者は飲酒運転を防止するために必要な措置を講ずるよう努める旨が定められていますので、業務で使用している一般原動機付自転車等及び自転車についても飲酒運転を防止する取組をお願いします。

**Q 6 車で通勤する全従業員に対して、酒気帯びの有無の確認をする必要はあるか？**

A 酒気帯びの有無を確認する対象となるのは、業務として「運転」する従業員となります。

従業員の自宅から事業所までの出勤のみが目的であれば、自宅を出発する際に酒気帯びの有無を確認する必要はありません。ただし、目的地への直行直帰を含め、事業所における業務遂行を目的として「運転」する場合は、酒気帯びの有無を確認する必要があります。直行直帰の場合その他対面での確認が困難な場合にはこれに準ずる適宜の方法で実施します（Q10を参照）。

**Q 7 リース車などを使って業務目的の運転をする場合でも、酒気帯びの有無の確認は必要か？**

A 必要です。

事業所が契約し、借り受けたリース車両についても、事業所の業務目的で運転する場合は、運転前後の酒気帯びの有無の確認が必要となります。

**Q 8 従業員の私有車両を業務目的で運転させる場合には、安全運転管理者による酒気帯びの有無の確認は必要か？**

A 事業所と私有車両の運転者との間で、「勤務時間中は、社用車として扱う」等の取

り決めや、工作中における私有車両の運行を事業所が管理している状況であれば、安全運転管理者の管理すべき車両に該当しますので、酒気帯びの有無の確認は必要です。

Q 9 安全運転管理者以外の者が酒気帯びの有無の確認をすることは認められているか？

A 安全運転管理者の不在時など安全運転管理者による確認が困難である場合には、安全運転管理者が、副安全運転管理者又は安全運転管理者の業務を補助する者（以下「補助者」といいます。）に、酒気帯びの有無の確認を行わせることは差し支えありません。

運転者に対する酒気帯びの有無の確認は、業務委託であっても差し支えありませんが、例えば、運転者が酒気を帯びていることを補助者が確認した場合には、安全運転管理者へ速やかに報告し、必要な対応等について指示を受けるか、安全運転管理者自らが運転者に対して運転中止の指示を行うとするなど、安全運転を確保するために必要な対応が確実にとられることが必要となります。

※ 以下、「安全運転管理者等」と記載がある場合は、「安全運転管理者、副安全運転管理者及び安全運転管理者の業務を補助する者」を指します。

Q 10 酒気帯びの有無の確認は、どのような方法で行うか？また、対面での確認が困難な場合は、どのようにして行うか？

A 酒気帯びの確認は、「当該運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて確認」します。このうち、「目視等で確認」とは、安全運転管理者等が運転者と対面し、

- ・ 運転者の顔色（赤くなっていないか）
- ・ 運転者の呼気の臭い（酒の臭いがしないか）
- ・ 運転者の応答の声の調子（ろれつが回っていないか）

等を確認することです。

確認の方法は対面が原則ですが、直行直帰の場合や出張等により、事業所から遠く離れた場所で運転を開始・終了する場合など、対面での確認が困難な場合には、これに準じる適宜の方法で実施すればよく、例えば、運転者に携帯型アルコール検知器を携行させるなどした上で、

- ・ カメラ、モニター等によって、安全運転管理者等が運転者の顔色、応答の声の調子等とともに、アルコール検知器による測定結果を確認する方法。
- ・ 携帯電話、業務無線、その他運転者と対話できる方法により、応答する声の調子等を確認するとともに、アルコール検知器による測定結果を報告させる方法

等の対面による確認と同視できるような方法が含まれます。

Q 1 1 対面によらない確認方法として、メールでの報告を行ってもよいか？

A メールなど対話（通話）できない方法では、酒気帯びの有無を確認したことにはなりません。対面によらない確認の場合は、Q 1 0 で示した対面による確認に準じた方法で実施してください。

Q 1 2 休日、深夜に急遽、業務で運転する必要がある場合は、酒気帯びの有無の確認はどうするのか？

A 休日、深夜であっても、安全運転管理者等による酒気帯びの有無の確認が必要です。Q 1 0 で示した対面による確認に準じた方法で実施してください。

Q 1 3 出張により一時的に他の事業所で社用車を用いることになるが、出張先の事業所において酒気帯びの有無の確認をしてもらうことはできるか？

A 同一の自動車の使用者が他の自動車の使用の本拠において安全運転管理者を選任しており、当該他の自動車の使用の本拠となる事業所（以下「他の事業所」といいます。）において運転者が運転を開始し、又は終了する場合には、他の事業所の安全運転管理者立会いの下、運転者に他の事業所の安全運転管理者が有効に保持するアルコール検知器を使用させ、測定結果を電話その他の運転者と直接対話できる方法で所属する事業所の安全運転管理者に報告させたときは、酒気帯びの有無の確認を行ったものとして取り扱うことができます。

Q 1 4 酒気帯びの有無を確認した内容の記録について

A 酒気帯び確認を行った場合は、次の事項について記録し、当該記録を1年間保存することとされています。

- 1 確認者名
- 2 運転者名
- 3 運転者の業務に係る自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- 4 確認の日時
- 5 確認の方法（対面でない場合は具体的方法等）
- 6 酒気帯びの有無
- 7 指示事項
- 8 その他必要な事項

※ 本資料末尾に記載用紙の一例を掲載しておりますが、サンプルですので、各事業所の実情に合わせて作成してください。

Q 1 5 酒気帯びの有無を確認した際の記録様式について

A 記録する様式については特に定められていませんので、Q 1 4 の1～8の項目が含まれていれば、各事業所の実情に応じた適宜のもので構いません。

Q 1 6 酒気帯びの有無を確認した際の記録は、パソコン等で管理してもよいか？

A 当該記録を表示したり、出力することが可能であれば、パソコン等によりデータ管理しても構いません。

Q 1 7 「国家公安委員会が定めるアルコール検知器」は、どのような検知器か？

A アルコール検知器については、呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器であれば足りることとされています。

安全運転管理者は、アルコール検知器を常時有効に保持することとされていることからアルコール検知器の製作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用し、管理し、及び保守するとともに、定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用しなければなりません。

Q 1 8 運転者が個人で購入したアルコール検知器を安全運転管理者が使用してもよいか？

A 酒気帯びの有無の確認に使用するアルコール検知器は、基本的には、自動車の使用者が購入すべきものであると考えられます。ただし、各事業所の個別の事情により、個人で購入したアルコール検知器を使用する必要がある場合には、安全運転管理者において、当該アルコール検知器が正常に作動し、故障がない状態であるかどうかの確認を定期的に行うなど、安全運転管理者が「常時有効に保持」するアルコール検知器と同等の管理が行われているものに限り、個人で購入したアルコール検知器を使用することは差し支えありません。

Q 1 9 「アルコール検知器を常時有効に保持する」とは、具体的にどうしたらよいか？

A 正常に作動し、故障がない状態で保持しておくことをいいます。

このため、安全運転管理者は、アルコール検知器の取扱説明書に基づき、適切に使用するとともに、検知器に定められた使用期限や使用回数を厳守しつつ、定期的に故障の有無を確認するなどの保守管理を行ってください。

Q 2 0 酒気帯びであることが判明した場合はどうしたらよいか？

A 運転前の確認で酒気帯びであることが判明した場合は、当然、運転させることはできません。

公共機関や徒歩で通勤している場合は、警察への通報は必要ありませんが、通勤で車両を運転している事実がある場合は、最寄りの警察署等に通報をしてください。

また、運転後の確認時に酒気帯びであることが判明した場合も、最寄りの警察署等に通報をしてください。

Q 2 1 安全運転管理者が酒気帯びの有無の確認や結果の記録を怠った場合の罰則はあるか？

A 安全運転管理者が酒気帯びの有無の確認やその記録を怠った場合、これを直接罰する規定は現在、設けられていませんが、罰則がないからと言って業務をしなくてよいというものではありません。

また、安全運転管理者が行うべき業務をしていないことが判明し、自動車の安全な運転管理が行われていないと認められるときは、公安委員会から自動車の使用者に対して安全運転管理者の解任を命じることがあります。

運転者氏名							
日付	時間（運転前）	確認方法	酒気帯びの有無		指示事項	確認者名	運転車両
	時間（運転後）	対面	有・無	検知器の数値			
/							
	備考：						
/							
	備考：						
/							
	備考：						
/							
	備考：						
/							
	備考：						
/							
	備考：						
/							
	備考：						
/							
	備考：						

※ 備考欄には、「対面で確認できなかった場合の具体的方法」などを記載します。

記載例

運転者氏名		警察 一郎					※ 対面で確認した時の記載例	
日付	時間 (運転前)	確認方法	酒気帯びの有無		指示事項	確認者名	運転車両	
	時間 (運転後)		有・無	検知器の数値				
12 /	7:50	○	無	0.00mg		安全太郎	千葉●●な1234	
	18:00		無	0.00mg				
2		備考:						

運転者氏名		○山 ○夫					※ 対面で確認できない場合の記載例	
日付	時間 (運転前)	確認方法	酒気帯びの有無		指示事項	確認者名	運転車両	
	時間 (運転後)		有・無	数値				
12 /	6:00	×	無	0.00mg		安全太郎	2234	
	18:00		無	0.00mg				
3		備考: 直行・直帰のため、電話でアルコール検知器の結果を聞き、会話でも確認。						

車両登録番号の下4桁や「1号車」など特定できる内容で記載可能

運転者氏名		○山 ○夫					※ 酒気帯びの状態が認められた時の記載例	
日付	時間 (運転前)	確認方法	酒気帯びの有無		指示事項	確認者名	運転車両	
	時間 (運転後)		有・無	数値				
12 /	7:50	○	有	0.10mg	事務内での仕事を指示	安全太郎		
3		備考: 酒臭く、目も赤い。通勤は、徒歩とバスのみで運転無し						

酒気帯びが「有」になった従業員に対する指示を記載

運転者氏名		○山 ○夫					※ 補助者が酒気帯びの確認した時の記載例	
日付	時間 (運転前)	確認方法	酒気帯びの有無		指示事項	確認者名	運転車両	
	時間 (運転後)		有・無	数値				
12 /	7:50	○	無	0.0mg	事務所内で待機を指示	千葉花子	営業1号車	
	16:00		有	0.20mg				
4		備考: 酒臭く、目も赤い。安全運転管理者に連絡し、○○警察署に通報						

※補助者

※ 備考欄には、「対面で確認できなかった場合の具体的方法」などを記載します